

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	正和建材株式会社	代表者氏名	田丸 重雄
主たる営業所の所在地	広島市安佐北区小河原町 1421-1		
許可番号	広島県知事許可 (般-27) 第 6871 号	許可を受けている 建設業の種類 (※「_」は特定)	土木工事業、とび・土工 工事業、石工事業、鋼構 造物工事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業、塗装 工事業、造園工事業、水 道施設工事業、解体工事 業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年3月13日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示  (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。  (2) 前記に基づき講じた措置について、令和2年4月13日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>正和建材株式会社及び同社の現場責任者は、平成31年2月16日、廿日市市内の工事現場において、法面吹付作業の準備を行うに際し、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難であったため、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなどの墜落防止措置を講じなければならないのに、その措置を講じないままに作業の準備を行わせた。</p> <p>このことにより、同社及び同社の現場責任者は、広島簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金15万円の略式命令を受け、令和2年1月8日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			